

○盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱

平成4年4月1日告示第113号

盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱

(目的)

第1 この告示は、中度身体障害者に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって中度身体障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することになった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。

(2) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(3) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証、被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(4) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額をいう。

(5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

(給付対象者)

第3 給付対象者は、市の区域内に住所を有する中度身体障害者（他市町村から施設入所の措置を採られた者を除く。）で医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2第1号に規定する身体障害者手帳に記載されている障害の級別が4級の者で、前々年の所得（8月1日から12月31日までの間に第4第1項の申請をする者については、前年の所得。以下同じ。）が150万円を超えるもの又は給付対象者と生計を同じくする世帯全員の前々年の所得が300万円を超えるものは、給付対象者としない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱（昭和48年告示第119号）の規定により医療費の給付を受けることのできる者
- (3) 盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱（昭和54年告示第196号）の規定により医療費の給付を受けることができる者
- (4) 盛岡市小学生医療費給付要綱（平成26年告示第126号）の規定により医療費の給付を受けることができる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の全額の給付を受けることのできる者

（受給者証の交付の申請等）

第4 この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ、中度身体障害者医療費受給者証交付（更新）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、この告示による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めた者（以下「受給者」という。）にあっては中度身体障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、受給資格がないと認めた者にあっては中度身体障害者医療費受給者証交付（更新）不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第5 受給者証の有効期間は、市長が受給資格があると認めた日から翌年の7月31日（当該受給資格があると認めた日が1月から7月までの間にある日であるときは、当該受給資格があると認めた日の属する年の7月31日）までとする。ただし、当該中度身体障害者（高齢者の医療の確保に関する法律を除く医療保険各法の被保険者に限る。）が当該受給資格があると認めた日から翌年の7月31日までの間にある日に75歳に達する場合は、当該75歳に達する日まで

（受給者証の更新の申請等）

第6 第4及び第5の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第4第1項中「この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「受給者証の更新を受けようとする受給者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に受給者を監護しているものをいう。）は、第5に規定する有効期間が満了する前に」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第4第1項の規定にかかわらず、受給資格等に変更がないことが明らかであると市長が認めた受給者にあっては、同項の申請を省略することができる。

（受給者証等の提示）

第7 受給者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に受給者を監護しているものをいう。以下同じ。）（以下「受給者等」という。）は、受給者が医療を受けようとするときは、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付の額)

第8 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担によって給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から入院外に係る医療費にあっては750円、入院に係る医療費にあっては2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から当該算定された額を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合

(2) 受給者及び当該受給者と生計を同じくする世帯全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から7月までの間に当該受給者が医療を受けたときは、前年度分）の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

3 前2項の規定にかかわらず、入院に伴う給付の額は、これらの規定により算定した額から当該入院に係る食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額とする。

(給付の申請等)

第9 受給者等は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から中度身体障害者医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、この告示による給付を適當と認めた者にあっては中度身体障害者医療費給付決定通知書によりその旨を通知するとともに医療費を支給するものとし、不適當と認めた者にあっては中度身体障害者医療費給付不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

(給付の制限)

第10 受給者の疾病若しくは負傷が、第三者の行為によるとき又は自己の故意等医療保険各法の規定により保険給付の制限を受けるものによって生じたときは、第8に規定する給付の額の全部又は一部を支給しない。

(受給権の譲渡等の禁止)

第11 この告示による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(受給資格等の変更の届出)

第12 受給者等は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに中度身体障害者医療費受給資格等変更届により受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格の該当要件
- (2) 受給者の氏名又は住所
- (3) 受給者と同一の生計を営む世帯員の氏名、続柄又は住所
- (4) 加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者の氏名若しくは続柄、種別、記号若しくは番号、保険者名若しくは所在地、資格取得年月日又は付加給付の有無
- (5) 振込先の口座名義人、金融機関名、預金の種別又は口座番号
- (6) 受給者及び当該受給者と生計を同じくする世帯全員の市町村民税の課税の有無
- (7) その他市長が必要と認めた事項

(不正利得の返還)

第13 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による給付を受けた者に対し、当該給付した金額の全部又は一部を返還させことがある。

(受給者証の再交付)

第14 受給者等は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、中度身体障害者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還)

第15 受給者等は、受給者が受給資格の要件に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療について適用する。
- 2 市の区域（旧都南村の区域を除く。）内に住所を有する者でこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に第3の規定による給付対象者となるべき事由が生じているものが、施行日から起算して2月以内に第5第1項の規定により受給者証の交付の申請をした場合の当該申請に係る受給者証は、施行日に交付されたものとみなす。
- 3 都南村の編入の際現に旧都南村中度身体障害者医療費給付要綱（昭和59年都南村告示第21号）の規定に基づき受給者として認定されている者は、この告示の相当規定に基づき認定されたものとみなす。